

議第58号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第5項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削る。

第11条第1項ただし書中「（以下」の次に「この項及び第5項において」を加え、同項第1号中「道路（以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を、「料金（以下」の次に「この項から第3項まで及び次条第1項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「以下」を「次項において」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（以下」を「（次項において」に改め、「。以下」の次に「この項及び次項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第11条の2第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条の5第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職

員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の8第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の10の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条の3」を「第5条第1項から第7項まで、第8条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

- 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第5項及び第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同項、同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 三島市職員の定年等に関する条例（昭和58年三島市条例第19号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 三島市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に

附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限の手續及び効果に関する条例第1条の3の規定の適用については、同条中「職員」とあるのは、「三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）附則第3項の規定によるもののほか、職員」とする。

10 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、附則第 3 項の規定による給料月額、附則第 5 項の規定による給料その他附則第 3 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	182,000	234,800	258,100	271,900	303,000	338,200	386,100
	2	147,200	183,600	236,400	259,700	273,700	305,000	340,300	388,400
	3	148,400	185,300	237,800	261,300	275,200	307,000	342,200	390,600
	4	149,500	187,000	239,500	263,000	276,900	308,900	344,300	392,900
	5	150,600	188,400	240,600	264,200	278,200	310,700	346,300	394,800
	6	151,700	190,200	242,400	265,800	279,700	312,800	348,500	396,900
	7	152,800	192,100	243,700	267,300	281,400	314,900	350,800	399,000
	8	153,900	193,600	245,500	268,900	283,000	316,900	353,000	401,300
	9	154,900	194,900	246,700	270,000	284,300	318,500	355,300	403,300
	10	156,300	196,700	248,200	271,700	286,200	320,600	357,400	405,400
	11	157,600	198,500	249,700	273,200	288,200	322,600	359,600	407,300
	12	158,900	200,300	251,300	274,700	290,100	324,700	361,900	409,000
	13	160,100	201,800	252,400	276,000	292,000	326,400	364,100	411,000
	14	161,600	203,600	253,900	277,500	294,700	328,500	366,300	412,900
	15	163,100	205,300	255,500	279,000	297,500	330,100	368,400	414,700
	16	164,700	207,100	257,000	280,500	300,200	332,200	370,300	416,500
	17	165,900	208,500	258,200	282,000	302,800	333,900	372,500	418,400
	18	167,400	210,600	259,700	283,900	304,600	335,900	374,600	420,200
	19	168,900	213,100	261,300	285,700	306,300	338,000	376,700	421,900
	20	170,400	215,600	262,900	287,600	308,100	340,000	378,800	423,700
	21	171,600	217,600	264,500	289,000	309,400	341,500	380,700	425,400
	22	174,300	220,000	266,000	290,700	311,400	343,400	382,600	426,800
	23	176,900	222,300	267,500	292,400	313,300	345,200	384,500	428,600
	24	179,500	224,600	269,000	294,100	315,300	347,100	386,400	430,400
	25	182,000	226,500	270,200	295,600	317,100	348,800	387,700	432,000
	26	183,600	228,200	271,700	297,500	319,200	350,800	389,600	433,800
	27	185,300	229,800	273,200	299,200	321,200	352,800	391,500	435,500
	28	187,000	231,500	274,700	301,100	323,300	354,400	393,200	437,200
	29	188,400	232,800	276,000	302,700	325,100	356,100	394,900	438,800
	30	190,200	234,500	277,400	304,500	327,000	358,000	397,000	440,400
	31	192,100	236,100	278,900	306,200	328,800	359,800	399,200	442,100
32	193,600	237,800	280,200	308,000	330,600	361,600	401,200	443,800	

33	194,900	238,800	281,300	309,200	332,400	363,500	403,200	445,200
34	196,700	240,400	283,000	311,200	334,300	365,300	405,200	446,800
35	198,500	241,900	284,600	313,100	336,300	367,000	407,100	448,500
36	200,300	243,600	286,300	315,000	338,200	368,700	409,100	450,200
37	201,700	244,800	287,600	317,000	339,800	370,500	410,800	451,800
38	203,500	246,500	289,300	319,100	341,800	372,300	412,400	453,000
39	205,200	247,700	290,900	321,100	343,800	374,000	414,100	454,200
40	207,000	249,500	292,600	323,200	345,400	375,700	415,500	455,300
41	208,300	250,200	293,800	325,100	347,300	377,500	417,200	456,500
42	210,100	251,800	295,400	327,000	349,100	379,400	418,900	457,700
43	212,100	253,200	297,100	328,900	350,900	381,100	420,600	459,000
44	213,900	254,900	298,800	330,700	352,800	383,000	422,200	460,200
45	215,300	256,300	300,100	332,100	354,700	384,500	423,800	460,900
46	217,200	257,900	301,600	334,000	356,600	386,200	425,500	462,000
47	219,100	259,500	303,100	335,800	358,400	387,700	426,900	463,100
48	221,100	260,900	304,600	337,600	360,300	389,200	428,500	464,100
49	222,700	262,300	305,600	339,100	362,200	390,600	430,000	465,000
50	224,400	263,900	307,100	340,900	364,000	392,300	431,700	466,000
51	226,300	265,600	308,100	342,600	365,600	393,600	433,500	466,700
52	228,200	267,200	309,400	344,400	367,300	394,900	435,300	467,700
53	229,500	268,400	310,300	345,600	368,800	396,000	436,800	468,300
54	230,800	270,000	311,800	347,500	370,600	397,000	438,500	
55	231,900	271,600	313,200	349,200	372,400	397,900	440,200	
56	233,200	273,200	314,800	351,100	374,000	399,000	441,800	
57	234,100	274,100	315,900	352,600	375,500	400,200	443,300	
58	235,500	275,600	317,400	354,500	377,100	401,300	444,600	
59	236,900	277,100	318,700	356,400	378,700	402,400	445,800	
60	238,300	278,600	320,100	358,300	380,000	403,400	447,100	
61	239,500	279,800	321,200	360,200	381,600	404,300	448,000	
62	240,800	281,300	322,600	361,900	383,000	405,200	449,000	
63	242,000	282,600	323,900	363,600	384,300	406,200	449,700	
64	243,200	283,800	325,200	365,300	385,700	407,200	450,600	
65	244,100	284,600	326,400	366,600	386,800	408,300	451,500	
66	245,200	285,900	327,900	368,400	388,200	409,100	452,400	
67	246,400	287,200	329,300	370,100	389,400	409,800	453,300	
68	247,600	288,700	330,800	371,800	390,700	410,600	454,300	
69	248,500	289,700	332,100	373,500	391,900	411,300	454,900	
70	249,500	291,100	333,500	375,100	393,400	412,200	455,700	
71	250,600	292,500	334,800	376,700	394,700	412,900	456,500	

	72	251,700	293,900	336,200	378,200	396,200	413,800	457,300	
	73	252,700	294,900	337,300	379,700	397,600	414,600	458,100	
	74	253,600	296,300	338,600	381,200	398,800	415,600		
	75	254,500	297,700	339,800	382,600	400,000	416,600		
	76	255,400	299,100	341,100	384,100	401,300	417,500		
	77	256,500	300,000	342,400	385,200	402,400	418,300		
	78	257,400	301,200	343,400	386,600	403,700	419,200		
	79	258,300	302,400	344,300	388,000	404,900	419,900		
	80	259,100	303,600	345,300	389,200	406,000	420,800		
	81	260,000	304,400	346,000	390,100	407,100	421,400		
	82		305,500	347,000	391,500	408,400	422,300		
	83		306,600	348,000	392,700	409,500	423,200		
	84		307,700	348,900	394,000	410,800	424,100		
	85		308,400	349,600	395,100	411,800	424,800		
	86		309,100	350,100	396,100	412,700			
	87		309,800	350,600	396,900	413,600			
	88		310,400	350,900	397,900	414,400			
	89		311,000	351,400	398,900	415,100			
	90				399,900	415,800			
	91				400,800	416,500			
	92				401,700	417,200			
	93				402,800	417,500			
	94				403,600	418,400			
	95				404,300	419,300			
	96				405,100	420,200			
	97				405,800	420,900			
	98				406,600	421,800			
	99				407,300	422,700			
	100				408,100	423,600			
	101				408,900	424,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額							
		円 187,700	円 215,200	円 244,900	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

備考 この表は、教育職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第18条の2に規定する職員は除く。

別表第2 (第4条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	160,000	175,800	293,000
	2	161,500	177,900	295,600
	3	163,000	180,000	298,500
	4	164,500	182,200	300,900
	5	166,100	184,200	303,400
	6	168,000	186,400	305,700
	7	169,800	188,600	308,000
	8	171,600	190,800	310,400
	9	173,300	193,000	312,800
	10	175,400	195,800	315,200
	11	177,400	198,500	317,900
	12	179,400	201,200	320,800
	13	181,300	204,000	323,200
	14	183,500	205,700	325,100
	15	185,700	207,300	327,000
	16	187,900	209,000	329,100
	17	190,100	210,800	331,100
	18	192,700	212,400	333,300
	19	195,200	214,100	335,400
	20	197,700	215,700	337,400
	21	200,200	217,500	339,600
	22	201,900	219,400	341,500
23	203,600	221,300	343,700	

24	205,300	223,200	345,800
25	206,800	224,700	347,500
26	208,200	226,700	349,300
27	209,800	228,700	351,200
28	211,300	230,700	353,100
29	213,000	232,500	354,900
30	214,700	235,200	356,700
31	216,400	237,900	358,400
32	218,100	240,600	360,300
33	219,400	243,200	361,600
34	221,100	246,000	363,300
35	222,800	248,600	364,800
36	224,500	251,300	366,600
37	225,900	253,800	368,500
38	227,600	256,200	370,000
39	229,300	258,700	371,300
40	231,000	261,000	372,900
41	232,600	263,600	374,000
42	234,300	266,000	375,400
43	235,900	268,200	376,800
44	237,500	270,400	378,300
45	239,200	272,500	379,700
46	240,700	274,700	381,300
47	242,000	276,900	382,900
48	243,400	278,800	384,400
49	244,600	281,100	385,800
50	246,000	283,000	387,300
51	247,400	284,900	388,800
52	248,600	286,900	390,200

53	249,700	288,600	391,400
54	251,100	290,900	392,700
55	252,300	293,200	393,800
56	253,300	295,700	394,900
57	254,500	297,700	396,300
58	255,700	300,100	397,500
59	256,800	302,300	398,700
60	258,000	304,900	400,000
61	259,400	307,200	401,200
62	260,200	309,600	402,200
63	261,400	311,900	403,600
64	262,300	314,100	404,900
65	263,300	316,300	406,100
66	264,700	318,300	407,200
67	265,800	320,300	408,400
68	267,100	322,300	409,500
69	268,700	324,200	410,500
70	270,200	326,300	411,700
71	271,500	328,400	412,900
72	272,900	330,400	414,100
73	273,900	332,500	414,700
74	274,900	334,600	415,500
75	276,100	336,800	416,200
76	277,100	339,000	416,700
77	278,300	340,700	417,000
78	279,400	342,600	417,400
79	280,600	344,300	417,800
80	281,800	346,100	418,200
81	283,000	347,900	418,500

82	283,900	349,700	418,900
83	285,100	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	422,600
95	295,100	368,200	422,900
96	295,900	369,400	423,100
97	296,700	370,400	423,300
98	297,500	371,400	423,600
99	298,300	372,400	423,900
100	299,000	373,400	424,100
101	299,900	374,300	424,300
102	300,400	375,300	424,600
103	300,900	376,300	424,900
104	301,400	377,300	425,100
105	301,600	378,100	425,300
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	

111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	
137		400,100	
138		400,400	
139		400,700	

	140		401,000	
	141		401,300	
	142		401,600	
	143		401,900	
	144		402,200	
	145		402,400	
	146		402,700	
	147		403,000	
	148		403,200	
	149		403,400	
	150		403,700	
	151		404,000	
	152		404,200	
	153		404,400	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 225,200	円 271,100	円 324,400

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、主任教諭、教諭及び助教諭並びにその他の職員で市長が定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の三島市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第 3 項から第 10 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 3 改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が新条例第 5 条第 8 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第 4 条第 5 項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている前項の職員に対する同項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年三島市条例第 16 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 5 改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員（以下この項及び次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第 4 条第 5 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年三島市条例

第16号) 第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第11条第2項及び第14条第2項の規定を適用する。

7 改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次項及び第9項において「暫定再任用職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第17条の5第3項の規定を適用する。

8 新条例第17条の8第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 新条例第5条第1項から第7項まで、第8条の3から第10条まで及び第10条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

令和4年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士